

令和 8 年度中井町農産物品評会 開催要領

1. 目 的

本町において生産された農産物を一堂に集めて展示し、生産者の生産技術の成果等を競い、生産意欲の高揚とあわせて消費者（町民）へ農業の P R を図り、地域農業の発展に資する。

2. 名 称

本会は、中井町農産物品評会と称し、事務局を役場産業環境課内に置くものとする。
ただし、開催中は会場内に置く。

3. 期日及び場所

期日 令和 8 年 11 月 28 日（土）、11 月 29 日（日）

場所 中井町農村環境改善センター多目的ホール（表彰式も同場所）

11 月 28 日（土）		11 月 29 日（日）	
搬 入	8：00～9：45	一般公開	9：00～10：30
審 査	10：30～13：00	表 彰 式	11：00～11：40
一般公開	13：00～17：00	即 売	12：00～13：00

4. 出品物の範囲

町内の生産者であって、同一品種の出品は、1 人 1 点とする。

また、その他要件については次のとおりとする。

（1）農産物の部

出品者が自家生産したもので、出品規格は「別表 1」のとおり。

なお、例示のない品目については、通常の出荷姿によるものとする。

（2）加工品の部

出品者が自家加工した食品類で、出品規格は「別表 2」のとおり。

5. 審 査

審査は種類別の審査基準に基づく比較審査を行う。

出品者は審査を拒み、または審査の決定に対して異議を申し立てることができない。

6. 表 彰

出品者のうち、優秀な者に対して、等級に従い賞品を授与する。

また、参加者に対し参加賞を贈る。

7. 出品申込

出品者は、次のとおり期日までに出品申込書（第 1 号様式）を提出すること。

（期限厳守でお願いします）

（1）農産物の部

出品者は、11 月 13 日（金）までに申込書を J A 支部長へ提出。

J A 支部長は、11 月 20 日（金）までに取りまとめた申込書を役場産業環境課へ提出。

（2）加工品の部

出品者は、11 月 13 日（金）までに申込書を J A 支部長へ提出。

J A 支部長は、11 月 20 日（金）までに取りまとめた申込書を役場産業環境課へ提出。

8. 搬 入

（1）農産物の部

支部ごとに J A 支部長が取りまとめて、当日会場へ搬入。

（2）加工品の部

支部ごとに J A 支部長が取りまとめて、当日会場へ搬入

※出品物をいれる容器については、役場で配布しますのでご来庁ください。